

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日ごと、
の翌日)

目 次

◇ 告 示 鳥取県食料品製造業投入調査要綱

土地改良区の定款の変更の認可

土地改良事業の認可（七件）

都市計画事業の認可

◇ 選 管 告 示

鳥取県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数等

政治団体の設立の届出

政治団体からの届出事項に異動があつた旨の届出

◇ 教 委 告 示

鳥取県立境水産高等学校専攻科入学者選抜要綱

◇ 正 誤

昭和五十五年十二月鳥取県告示第九十四号中訂正

告 示

鳥取県告示第八百四十三号

鳥取県統計調査条例（昭和二十五年三月鳥取県条例第七号）に基づき鳥取県食料品製造業投入調査要綱を次のとおり定めたので、同条例第二条の規定により告示する。

昭和五十六年九月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県食料品製造業投入調査要綱

一 調査の目的

この調査は、県内に所在する民営の食料品製造業事業所における製造品の原価構成等を調査して、昭和五十五年鳥取県産業連関表を作成し、各産業部門の経済活動の実態を明らかにすることを目的とする。

二 調査の対象となる事業所

この調査は、昭和二十六年統計委員会告示第六号に定める日本標準産業分類の大分類F―製造業中分類十八―十九―食料品・たばこ製造業に該当する食料品製造事業所のうち、昭和五十五年十二月三十一日現在における従業者数が二十人以上のものについて行う。

三 調査事項

この調査は、次に掲げる事項について行う。

- (一) 事業所名及び所在地
- (二) 従業者数
- (三) 指定品目の生産額
- (四) 事業所全体の生産額

(四) 指定品目の販売原価構成

四 調査の対象となる期間

この調査の対象となる期間は、昭和五十五年一月一日から同年十二月三十一日までの一年間とし、これにより難い場合は、この期間を最も多く含む事業年度の期間とする。

五 調査の実施期間

昭和五十六年十月一日から同月二十日まで

六 調査の方法

この調査は、知事が別に定める調査票により郵送調査の方法で行う。

七 調査票の提出期限

この調査の調査票は、昭和五十六年十月二十日までに知事に提出するものとする。

八 結果の公表

この調査の結果の公表は、昭和五十五年鳥取県産業連関表の公表をもつてこれにかえる。

鳥取県告示第八百四十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、佐野川土地改良区の定款の変更を昭和五十六年九月十四日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十六年九月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百四十五号

倉吉市から申請のあつた市営土地改良（晩田地区農業用排水と農道整備、区画整理及び農地造成を一体とした事業）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年九月十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十六年九月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百四十六号

日野町から申請のあつた町営土地改良（安原地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年九月十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十六年九月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百四十七号

河原町から申請のあつた町営土地改良（古川地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項におい

て準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年九月十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十六年九月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百四十八号

倉吉市から申請のあつた市営土地改良（勝負谷地区農地造成）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年九月十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十六年九月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百四十九号

倉吉市から申請のあつた市営土地改良（福本地区ほ場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年九月十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十六年九月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百五十号

関金町から申請のあつた町営土地改良（大河原地区ほ場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年九月十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十六年九月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百五十一号

八束町から申請のあつた町営土地改良（東二地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年九月十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十六年九月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百五十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年九月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の名称

鳥取市

二 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画公園事業 第二・二・十号本町公園

三 事業施行期間

昭和五十六年九月十八日から昭和五十七年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 鳥取市本町四丁目及び片原四丁目地内
使用の部分 なし

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第五十三号

昭和五十六年九月二日現在における鳥取県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第四項並びに同法第七十五条第四項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）（第八条第二項において準用する

場合を含む。）において準用する地方自治法第七十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十六年九月十八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫

鳥取県において選挙権を有する者の総数の五十分の一の数	八八三四
鳥取県において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	一四七二二五
鳥取市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	三〇六二五
米子市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	三〇三五五
倉吉市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	一二三七二
境港市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	八八三七
岩美郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	六八八一
八頭郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	一四六一三
気高郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	五九七七
東伯郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	一七四六八
西伯郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	一三一〇九
日野郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	六九九二

鳥取県選挙管理委員会告示第五十四号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があつたので、同法第七条の第二項の規定により告示する。

昭和五十六年九月十八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	備考
濱田哲郎後援会	影山 仁	坂田吉夫	日野郡溝口町溝口三五	
下村道也後援会	武田千濤	山中 保	日野郡溝口町溝口六九五	政治団体

鳥取県選挙管理委員会告示第五十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和五十六年九月十八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫

政治団体の名称	異動事項	新	旧
自由民主党夜見支部	代表者	柏木寿男	井田辰男
国際勝共連合鳥取県本部	"	前川 稔	山下公成
八渡吉永後援会	"	福井熙典	福井徳助
自由民主党米子市義方支部	主たる事務所の所在地	米子市角盤町三一九四	米子市内町一〇
"	代表者	都田照正	足立六郎
自由民主党国府町支部	"	山本二郎	岸本 寛

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十一号

昭和五十七年度鳥取県立境水産高等学校専攻科入学者選抜を次の要項により実施する。

昭和五十六年九月十八日

鳥取県教育委員会委員長 金 田 要

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	備考
濱田哲郎後援会	代表者	松川泰男	山本二郎
自由民主党米子市巖支部	"	日野郡溝口町溝口六四一	日野郡溝口町溝口三五六一七
自由民主党鳥取市末恒支部	代表者	仲田 章	米子市吉岡一九
"	主たる事務所の所在地	鳥取市伏野一一三九	今中満通
"	代表者	水根治雄	鳥取市伏野一一〇〇
"	"	竹本秀芳	

昭和五十七年度鳥取県立境水産高等学校専攻科入学者選抜実施要項

一 募集生徒数

水産学科 海洋科 約十人

機械科 約十人

二 出願資格

1 昭和五十七年三月水産高等学校の海洋科、漁業科又は機関科を卒業

する見込みの者

2 水産高等学校の海洋科、漁業科又は機械科を卒業した者

三 出願期間

昭和五十六年十月一日(木)から同月十四日(水)十二時までとする。

なお、郵送による場合は、昭和五十六年十月十二日(月)までの消印のあるものは、有効とする。

四 出願手続

1 入学志願者は、出願期間内に次に掲げる書類を鳥取県立境水産高等

学校(以下「境水産高等学校」という。)に提出しなければならない。

(一) 入学志願書(境水産高等学校から交付を受けたもの)に入学選抜手数料として八百円に相当する額の鳥取県収入証紙(消印をしないこと。)をはり付けたもの

(二) 出身水産高等学校長の発行する調査書(大学受験用の調査書と同様とする。)

又は卒業資格及び学力を認定するに足る書類

2 境水産高等学校長は、入学志願書を受理したときは、入学志願者に

受検証を交付するものとする。

五 入学者選抜学力検査の期日等

1 期日 昭和五十六年十月十六日(金)九時から十五時まで

2 場所 境港市中野町二〇〇番地 境水産高等学校

3 学力検査の科目

海洋科 航海、運用、海事法規、英語及び数学

機関科 機関(一)、機関(二)、執務一般、英語及び数学

六 入学者の選抜方法

入学者の選抜は、入学志願者の提出した書類の審査及び入学者選抜学

力検査の結果を総合して行う。

七 合格者の発表

昭和五十六年十月二十四日(土)とし、境水産高等学校に掲示するほか、合格者に通知する。

八 注意事項

1 提出された書類及び入学選抜手数料は、返還しない。

2 この要項に関する質疑事項は、境水産高等学校に問い合わせること。

九 参考事項

1 専攻科の教育課程は、航海又は機関に関する事項を精深な程度において履修させる。

2 専攻科の修業年限は二年とし、学期は第一学期(四月から八月まで)及び第二学期(九月から翌年三月まで)の二期とする。

3 専攻科の生徒の学習の評価、単位の修得の認定、修了等については、高等学校の全日制課程に準ずるものとする。

正 誤

昭和五十五年十二月鳥取県告示第九千九百四号(解除予定の保安林について)中次の箇所誤りがあったので、訂正する。

頁 段 行 誤 正

一 下 終わりから一 大字侯野 大字侯野

三二 上下 一 終わりから一 字椎木谷上平 字椎谷上平